

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	消防団員・消防職員のために実施する各種共済事業及び退団時における感謝状、表彰状、退職記念品等の給付を行う事業。	第4条第8号

事業の概要

(1) 消防互助事業（消防団員等への見舞金及び感謝状等交付事業）

本事業は、消防団員及び消防職員の福利厚生として実施する事業であり、見舞金給付及び消防団の退団者及び消防職員（会員）の退会者に会費を財源として顕彰している。

見舞金は、消防団員及び消防職員が、火災や災害から住民の生命財産を守るために危険度の高い任務を行うところから公務での死亡又は重度障害等となった場合に給付するほか地震や火災等で被災した場合に見舞金を給付している。また、感謝状及び表彰状については、消防業務に携わった勤続年数を考慮し、退会時において労苦に報いるため協会長の表彰を行っている。

(2) 日本消防協会が実施する消防団員福祉共済事業等

本事業は、日本消防協会が実施する消防団員等の業務に係る傷害等を保障するための福祉共済事業への加入や給付について、新潟県消防協会が新潟県分の掛金の徴収や共済金の審査、請求及び給付の取りまとめ等を実施するほか健康増進事業、各種研修事業や行事等への参加など日本消防協会からの交付金等を財源に下記事業を行っている。

なお、新潟県消防協会事業と日本消防協会の関係については、別記資料のとおり。

ア 消防団福祉共済事業

消防団員等が死亡し、又は障害を受けた場合にその家族の生活を守ることを目的とした制度

新潟県消防協会は、この制度の県内会員に係る窓口的業務を行っており、掛金の徴収、共済金、返戻金、事務費等の取りまとめを行うが、掛金等は、預り金として処理している。また、この事務に係る事務交付金と共済事業交付金を日本消防協会から受けており、これを財源として協会の福祉共済業務の運営を行っている。

イ 健康増進事業等

日本消防協会から交付される交付金を財源として消防団員等の健康を保持するため、健康器具等の購入と配布等を行う健康増進事業を実施している。

ウ 年金共済事業

この事業は、福祉共済事業と異なり掛金、年金については会員と日本消防協会との直接納付や直接給付となっており、新潟県消防協会は、制度への加入促進を主に行うものである。年金共済活動交付金はこれに対する助成であり前記事業事務費とともに事業運営費として執行している。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。